

定額複利預金(複リッチ)

令和4年5月10日

販売対象	・個人のみ	
期間	・最長10年 ・据置期間(6ヵ月)経過後はお引き出し自由です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。	
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・1円以上1,000万円未満
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・据置期間(6ヵ月)経過後、随時お利息とともに払戻します。 ・一部引出しも可能です。	
利息	(1) 適用金利	・固定金利(預入期間に応じて13段階の利率を適用します。)
	(2) 利払方法	・お引出し時に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算。
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)	
手数料	—	
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱	・据置期間(6ヵ月)中に解約する場合には、解約日の普通預金利率によって計算したお利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期預金等共通規定・定額複利預金規定(自由金利型定期預金(M型)規定)が適用されます。